



# 保護者の皆様へ 学区外申請のご案内



近年、保護者が共働きであることや、少子化の影響等により、指定学校（住所により指定された学校）以外の学校への就学を検討するご家庭が増えています。保護者の皆様におかれましては、申請前にこのご案内をご一読くださいますよう、お願いいたします。

## 学区(通学区域)とは？

子供が通う学校を指定する際の判断基準として、市教育委員会が設定した区域のことです。市内に2校以上の小中学校がある場合、市教育委員会は子供が通う学校を指定しなければならず、保護者は市教育委員会が指定した学校に子供を就学させる義務があります。

学区を設けるのは、市教育委員会が判断基準なく勝手に子供が通う学校を決めたり、保護者が不公平を感じたりすることがないように、地理的状況や、地域の歴史等、地域の実態を踏まえて決められているものです。また、子供の通学の安全や、登下校にかかる負担（時間、距離等）に配慮するためにも必要なものです。

## 学区外申請の方法

学区にある指定学校に通うことが原則ですが、**やむを得ない相当の理由**があり、指定学校以外の学校に通う必要がある場合は、館山市教育委員会で手続きをします。学区外申請には、主に「指定学校変更」と「区域外就学」があります。

### (1) 指定学校変更

館山市に住民票のある子供が、指定された学校以外の市内の学校に通う場合、必要となる手続きです。申請理由については、別紙【指定学校変更の申請理由】をよく確認してください。

- ①「指定学校変更許可申請書」を館山市教育委員会に提出します。提出時、申請書の内容をもとに、館山市教育委員会が聞き取りを行います。
- ②申請理由等について、許可するかどうかが館山市教育委員会が審議します。必要があれば、再度保護者への聞き取りを行います。※申請すれば必ず許可されるわけではありません。
- ③結果について、保護者に文書で通知します。

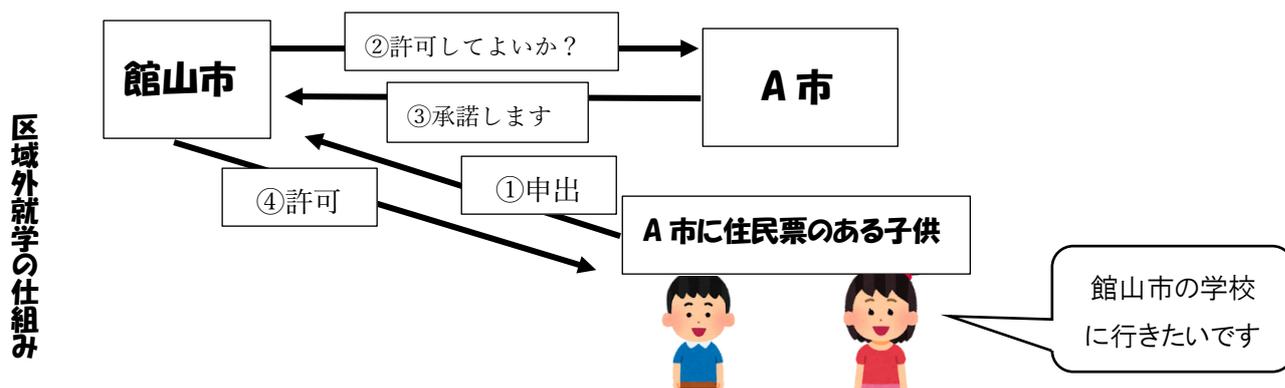
### (2) 区域外就学

館山市外に住民票のある子供が、館山市内の学校に通う場合、必要となる手続きです。市を越えての就学になりますので、まず住民票のある自治体での就学を十分に検討しましょう。

- ①「区域外就学申出書」を館山市の教育委員会に提出します。提出時、申出書の内容をもとに、館山市教育委員会が聞き取りを行います。
- ②区域外就学等の理由について、許可するかどうかが、審議します。必要があれば、再度保護者への聞き取りを行います。
- ③館山市と住民票のある市町村で協議します。
- ④結果について、保護者に文書で通知します。

※館山市に住民票のある子供が、館山市外の学校に通う場合は、希望する学校がある市町村の教育委員会にて手続きをする必要があります。基準は市町村によって異なりますので、詳細は希望する学校がある自治

体にお問い合わせください。



### (3) その他

以下の場合についても、手続きが必要となります。

#### ◆国・県・私立の小中学校に就学する場合

就学先が決定次第、速やかに「就学申出書」と「就学を証明する書類」(入学許可書等)の写しを提出します。

#### ◆海外の小中学校に就学する場合

就学先が決定次第、速やかに「海外就学申出書」を提出する必要があります。

## 学区外申請の受付期間

新たに小中学校に入学する方の指定学校変更及び区域外就学の受付は、小学校の就学通知を発送する10月中旬から受付を行います。締め切りについては年度ごとにお知らせしますが、12月上旬までには申請または相談をするようお願いいたします。年度途中の転居や、転出入に伴う申請は、随時受け付けます。

※市のホームページで受付期間等の情報を掲載しますのでご確認ください。

## 注意点

- ・学区の子供が通学に当たって受けることができる市の支援(スクールバス、路線バス利用の補助)が、受けられないことがあります。
- ・希望する学校によっては、通学時間が伸びることで本人や保護者の負担になることや、緊急時の対応、通学時の安全に懸念がある場合があります。
- ・申請理由が適切なものかどうか、別紙「指定学校変更の申請理由」を見ながらよく検討しましょう。
- ・学区を変えるメリット・デメリットを申請前に時間をかけてよくご家庭で確認しましょう。

## 問い合わせ先

館山市教育委員会教育総務課(学校教育係)

住所: 館山市北条1145番地の1(館山市役所3階)

電話: 0470-22-3694

## 別紙

### 【指定学校変更の申請理由】

1	学年（期）途中なので、学年（期）末まで通学したい。	市内での引っ越しにより学区が変更になったものの、学年（期）末や卒業まで等、区切りとなる時まで、そのまま学区が変わる前の学校に通学したい場合に理由となるものです。
2	最高学年なので、卒業まで通学したい。	
3	希望校のほうが、通学距離が短い。	学区は住所によって定めていますが、住所によっては、指定学校より自宅から近い学校がある場合があります。より近い学校のほうが、通学距離・時間が短く、子供の負担や安全面で望ましいと考える場合に理由となるものです。
4	共稼ぎのため、下校先に近い。	保護者の仕事の関係等で、保護者自身が放課後すぐに子供の面倒を見ることが難しく、やむを得ず、自宅以外に帰る必要がある場合に、理由となるものです。
5	希望校の通学区域に転居する。	間もなく希望校の学区に引っ越すはっきりとした予定がある場合、理由となります。申請時に、引っ越しの時期や、引っ越し先の住所をお聞きします。
6	兄弟姉妹が希望校に在籍している。	学校と家庭観の連絡や、子供の送迎、緊急時対応等の面から、兄弟を同じ学校に通わせることが合理的な場合に理由となるものです。（既に卒業している場合は理由となりません。）
7	希望校の友人と引き続き友好関係を保ちたい。	引っ越しにより学区が変更になった場合等でも、 <b>現在通っている学校の友人と、引き続き友好関係を保ちたい場合に理由となるものです。学校での友人関係を前提したものであり、<u>幼稚園・保育園・こども園や、学校外の活動での友人関係は原則対象となりません。</u></b>
8	学校の行事が終了するまで通学したい。	1・2同様、学校行事を区切りとし、特定の行事が終了するまで、通学を希望する場合に理由となるものです。
9	通院に都合がよい。	健康状態により、頻繁に通院する必要があり、通院先が学区内にある場合に理由となるものです。
10	その他	子供やその家庭の個別の理由によるものであり、内容により判断します。

※区域外就学については、例外的な取り扱いのため、上記の理由に準じ、個別に判断します。